各 補助対象施設 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長

平成30年度第2次補正予算における地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金の協議について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお 礼申し上げます。

さて、平成31年1月9日付で関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課から、平成30年度第2次補正予算の成立を前提として、標記の協議を実施する事務連絡がありました。

ついては、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願い します。

なお、<u>定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在</u> <u>地の各市町村になります</u>のでご注意ください。

1 補助対象事業

- 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (耐震化整備・非常用自家発電設備)
- ② 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ③ 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業
- ※ 補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 5. 国・県の通知
 - → 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6)

- 3 提出資料 (該当事業のみ提出)
 - ①.「先進的事業整備計画書」
 - ②. 添付書類
 - ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)
 - イ. 見積書(公的機関、工事請負業者) * 公的機関で見積もりができない場合は民間 2 社以上
- 4 提出方法・部数 紙媒体+電子媒体・3部
- 5 提出先

【郵送・メール】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設又は定員30人以上の単独型の事業所)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→ 高齢福祉課 福祉施設グループ fshisetsu. 508@pref. kanagawa. jp

介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→ 高齢福祉課 保健・居住施設グループ fukushi-yuryo. 4 jk1@pref. kanagawa. jp

通所介護事業所(定員19人以上)

- → 高齢福祉課 在宅サービスグループ kaigoshidou@pref.kanagawa.jp
- 6 提出期限

平成 31 年 1 月 25 日 (金) 必着

※ 定員 29 人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市 町村へ別途ご確認ください。

【照会先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ 田中 045-210-1111 内線 4853

保健・居住施設グループ 今野、國久 045-210-1111 内線 4857、4858

在宅サービスグループ 岡田 045-210-1111 内線 4824

都道府県 各 中核市 指定都市

高齢者施設等整備担当課 御中

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

平成30年度第2次補正予算における地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金の協議について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等について「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 (平成30年12月14日閣議決定)において、耐震化整備、ブロック塀等の改修 及び非常用自家発電設備整備を行うこととしています。高齢者福祉施設等につい ては、その初年度の対策を実施するため必要な経費として、平成30年度第2次 補正予算(案)において約28億円を計上しているところです。

つきましては、事務処理に支障を来さないよう、平成30年度第2次補正予算の 成立を前提として下記のとおり協議の実施をいたしますので、ご協力と事業の実 施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

補助対象事業については、これまでは耐震化整備、大規模修繕等でありましたが、今回からブロック塀等の改修や非常用自家発電設備整備といった新たな事業が加わったことにより、広域型(定員30人以上)の施設等が補助対象施設に加わりました。広域型の施設等については、都道府県(指定都市、中核市を含む)が実施主体として対応いただくこととなりますので、ご留意ください。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分(指定都市、中核市を除く)の協議についてとりまとめいただきたく、ご協力の程、よろしく御願い致します。

なお、交付要綱及び実施要綱については、平成30年度第2次補正予算の成立後、 速やかに送付する予定です。

- 1. 補助対象事業及び補助協議単価等 別紙のとおり
- 2. 提出資料 (該当事業のみ提出)
 - ① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (耐震化整備・非常用自家発電設備)
 - ② 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ③ 高齢者施設等のブロック塀改修支援事業

「先進的事業整備計画書」(別添1)

必要添付書類

- ア、平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)
- イ. 見積書(公的機関、工事請負業者)
- ④ ①、②、③に係る整備計画一覧表 「整備計画一覧表」(別添2)
- ※それぞれ管内市区町村分(指定都市、中核市を除く)をまとめた上で、 登録を御願い致します。
- 3. 提出先

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課福祉係 伊野 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階

- 4. 提出方法・部数
 - 1. ①、②、③の資料 紙媒体 2部
 - 2. ④の資料 紙媒体 2部 + 電子媒体
- 5. 提出期限

平成31年2月1日(金)17:00

【照会先及び提出先】

関東信越厚生局健康福祉部

健康福祉課福祉係 伊野

電話: 048-740-0733 e-mail: ino-hiroyuki@mhlw.go.jp